

介護保険法の指定に関する届出を行った介護事業者様へ

介護保険法の規定による届出を行った介護事業者様への生活保護法等の指定についてのご案内文書です。

※ このご案内文中で「生活保護法等」とは「生活保護法」と「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」のことをいいます。

1 新たに介護保険法の指定申請を行った介護事業者様

改正生活保護法が平成 26 年 7 月 1 日に施行され、施行日以降に介護保険法の指定を受けた場合、同時に生活保護法等の指定を受けることになります。

生活保護法等の指定を不要とする場合は、別にお渡しする「申出書」を健康福祉局保護課までご提出ください。

※ 介護保険法の指定日が平成 26 年 6 月 30 日以前であって、生活保護法等の指定を受けていない介護事業者の方で、今後生活保護法等の指定を希望する場合は、従来どおり事業所の所在地を管轄する区役所（支所）への手続きが必要です。

※ 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設については、生活保護法等の指定を不要とする申し出を行うことはできません。

※ 「申出書」を提出される場合は、介護保険法の指定日より 10 日以内をお願いします。

2 介護保険法の廃止届・休止届・再開届を提出された介護事業者様

生活保護法等の指定を受けている介護事業者が介護保険法の指定の廃止、休止、再開を申し出た場合、事業所の所在地を管轄する区役所（支所）への手続きが必要なることがあります。

介護保険法の指定日	区役所（支所）での手続き
平成 26 年 6 月 30 日以前	必要
平成 26 年 7 月 1 日以降（※）	不要

※ ただし、介護保険法の指定の際、生活保護法等の指定を不要とする申出書を提出していた介護事業所を除く。

3 介護保険法の変更届を提出された介護事業者様

生活保護法等の指定を受けている介護事業者が介護保険法の指定の変更を申し出た場合、別途事業所の所在地を管轄する区役所（支所）への生活保護法等の手続きが必要です。ただし、別途手続きが必要となる変更事由については次の場合のみです。

- 開設者に関する名称、代表者名、住所の変更
- 管理者に関する名称、住所の変更
- 事業所の名称変更
- 区内の移転

☆ 変更の場合は、介護保険法の指定日に関わらず、区役所（支所）での手続きが必要となります。

区役所（支所）の連絡先

区役所（支所）	電話番号	区役所（支所）	電話番号
千種区役所	753-1835	中川区役所	363-4405
東区役所	934-1183	富田支所	301-8366
北区役所	917-6506	港区役所	654-9703
楠支所	901-2265	南陽支所	301-8341
西区役所	523-4587	南区役所	823-9399
山田支所	501-4973	守山区役所	796-4595
中村区役所	453-5404	志段味支所	736-2189
中区役所	265-2313	緑区役所	625-3953
昭和区役所	735-3896	徳重支所	875-2214
瑞穂区役所	852-9388	名東区役所	778-3093
熱田区役所	683-9906	天白区役所	807-3884

※ 区役所においては民生子ども課、支所においては区民福祉課が担当部署となります。

名古屋市役所健康福祉局生活福祉部保護課
電話：(052) 972-2554